八代市版

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さんへの

支援一覧

令和2年7月22日時点実施中または実施予定

※各支援内容の詳細は市ホームページで確認またはお問い合せください

事業者への支援

売上が減少した事業者	給付・助成	持続化給付金【国】	上限：**200万円**(法人) **100万円**(個人事業者) 申請期限：令和3年1月15日㈮ ※1か月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
		家賃支援給付金【国】	上限：月**100万円**(法人) 月 **50万円**(個人事業者) ※令和2年5月～12月のいずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少または連続する3ヶ月の売上高が前年同期比30%以上減少した事業者（最大6カ月分）	家賃支援給付金コールセンター TEL0120-653-930
		高収益作物次期作支援交付金【国】	基本単価：**5万円／10ａ** 施設栽培のうち高集約型品目の単価 花き・大葉・わさび：**80万円／10ａ** マンゴー・おうとう・ぶどう：**25万円／10ａ** ※令和2年2～4月の間に野菜、花き、果樹、茶を出荷又は出荷できず廃棄した生産者	ＪＡやつしろ各営農センター 農業振興課 ☎33-8751 各農林水産地域事務所(※坂本・泉除く)
		熊本県事業継続支援金【県】	上限：**20万円**(法人) **10万円**(個人事業者) ※ひと月の売上が前年同月と比べ30%以上50%未満減少した事業者	事業継続支援金専用相談窓口(コールセンター) ☎096-333-2828
		八代市農林漁業者等事業継続対策特別支援金【市】	定額：**20万円**(法人) **10万円**(個人事業者) ※ひと月の売上が前年同月と比べ50%以上減少した農林漁業者など	(農)農林水産政策課 ☎33-4117 (林・漁)水産林務課 ☎33-4119
従業員を休業させた事業者		雇用調整助成金【国】（コロナ特例）	上限：**15,000円/人×休業日数** 助成率：最大80% （解雇等を行わない場合最大100%） ※売上が5%以上減少し、一時的な休業等により労働者の雇用を維持した事業主	厚労省相談センター ☎0120-60-3999 熊本労働局 ☎096-312-0086
感染防止対策を行った事業者		八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金【市】	上限：**5万円** ※令和2年1月以降、感染防止対策を行った事業者に経費の8割相当額を補助 【飲食店、宿泊業などの対象業種あり】	商工・港湾振興課 ☎33-8513
融資を受けたい事業者	融資	融資への利子補給	資金繰りが悪化し今後の経営に支障をきたすおそれのある農林漁業者や、直近１カ月の売上が前年同月比で減少した商工業者などが国・県の融資を受けた際の利子を補給	※詳しくは別添の「融資制度一覧」をご確認ください
収入減のため税や公共料金などの納付が難しい事業者	猶予・減免	市税などの徴収猶予（１年間の徴収猶予）	令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、前年同期に比べ収入が20%以上減少している事業者	熊本国税局 ☎0120-948-540 熊本県県南広域本部収納課 ☎33-2184 納税課☎33-4109
		市公共料金の猶予など	水道・簡易水道料金、下水道・浄化槽・農業集落排水施設使用料、下水道受益者負担金などの納付が一時的に困難な事業者に対する支払期限延長や分割納付	水道局 ☎32-7194 下水道総務課 ☎33-4147

個人(世帯)への支援

すべての人	給付・助成	特別定額給付金【国】	1人あたり**10万円** 申請期限：令和2年8月7日㈮	特別定額給付金事業推進室コールセンター ☎43-5511
子育て世帯		ひとり親等世帯臨時特別給付金【国】	①児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円** ※令和2年6月分児童扶養手当を受給した人など ②収入が大きく減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付 1世帯**5万円**	こども未来課 ☎33-8721
		熊本県生活困窮大学生等のための給付金【県】	大学生等1人につき**5万円** 申請期限：令和2年9月15日㈫ ※県内及び県外に進学した大学生等のうち、生計維持者の住民税が非課税である学生	熊本県電話対応窓口 ☎096-333-2738
		教材費・学用品費等の助成【市】	令和2年の収入状況が生活保護法の要保護世帯と同等と認められる幼稚園、保育園及び小・中学校の保護者へ助成	(幼・小・中)学校教育課 ☎30-1673 (保)こども未来課 ☎33-8721
		給食費の助成【市】	令和2年の収入状況が生活保護法の要保護世帯と同等と認められる小・中学校の保護者へ給食費を助成(学校へ直接支払い)	教育政策課 ☎30-1671
収入減や失業などで困っている人		住居確保給付金【市】	原則3カ月(最長9カ月)間の家賃相当分の給付金を家主へ支給 ※住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある人	生活援護課 ☎33-8722
収入減や失業などにより生活資金に困っている人	貸付	緊急小口資金【社協】	1世帯**10万円**以内【特例20万円以内】 償還期限：2年以内(無利子・保証人不要) 据置期間：1年以内	八代市社会福祉協議会 ☎62-8228
		総合支援資金【社協】	単身世帯月**15万円**以内【貸付期間:3カ月以内】 2人以上世帯月**20万円**以内【貸付期間:3カ月以内】 償還期限：10年以内(無利子・保証人不要) 据置期間：1年以内	
収入減のため税や公共料金などの納付が難しい人	猶予・減免	市税などの徴収猶予（１年間の徴収猶予）	令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、前年同期に比べ収入が20%以上減少している人	熊本国税局 ☎0120-948-540 熊本県県南広域本部収納課 ☎33-2184 納税課☎33-4109
		国民年金保険料の免除・猶予	令和2年2月以降に収入が減少し、かつ当年中の所得見込みが、現行の国民年金保険料の免除等の水準になることが見込まれる人	国保ねんきん課 ☎33-4105
		市公共料金の猶予など	水道・簡易水道料金、下水道・浄化槽・農業集落排水施設使用料、下水道受益者負担金などの納付が一時的に困難な人に対する支払期限延長や分割納付	水道局 ☎32-7194 下水道総務課 ☎33-4147